

## 別紙【委嘱依頼までの手続の流れ】

①債務者自身が、最も多額のローンを借りている金融機関等へ「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の「コロナ特則」の着手手続を希望することを申し出る。

※債務者自身が金融機関等に申し出る必要があります。

※受付窓口は、各金融機関にお尋ね下さい。



②メインバンクは、要件をチェックし、申し出を受け付けて10営業日以内に、債務者に対し、ガイドラインに基づく手続きに着手することへの同意又は不同意の意思表示を書面にて行う。



③メインバンクから同意の書面を受け取った債務者は、別紙の一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関宛の「登録支援専門家委嘱(初回依頼)の依頼について」(全6枚)の必要事項を記入し、②のメインバンクから受領した同意書とともに、熊本県弁護士会(〒860-0078 熊本市中央区京町1-13-11)にFAX(096-325-0914)、送付または持参する。

※メインバンクから不同意の意思表示を受けた場合は、熊本県弁護士会に登録支援専門家の委嘱依頼はできません。

※「借入先一覧」は、借入先が多く、記載しきれない場合は、適宜コピーしてご利用ください。

メインバンクからの同意書および「登録支援専門家委嘱(初回依頼)の依頼について」の送付先手続きについてのお問い合わせ先

熊本県弁護士会

〒860-0078 熊本市中央区京町1-13-11 TEL:096-325-0913 FAX:096-325-0914

金融機関等が主たる債権者への着手申出に応じてくれない、または不同意とする場合に関する相談窓口はこちらまでご連絡下さい。

・一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関  
「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」Q&A

末尾に掲載された別紙一覧表をご参照ください。

[http://www.dgl.or.jp/guideline/pdf/disaster-guideline\\_qa.pdf](http://www.dgl.or.jp/guideline/pdf/disaster-guideline_qa.pdf)

同様のご相談は、弁護士会法律相談センターでも受け付けています。

・熊本県弁護士会法律相談センター TEL:096-325-0009

